

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	165	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止				
提案団体	鳥取県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【必要性】

市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。

都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

市町村が定める「確保すべき農用地等の面積の目標」は、市町村が自主的・主体的に考えて設定したものであるが、食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有しており、協議・同意について法律上位置付けなくとも、必要に応じて都道府県と市町村での任意の協議で足りるものと考えられることから、都道府県知事の協議は速やかに廃止すべき。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、  
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。  
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、  
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。  
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	211	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。

農振除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるという声が多く上がっている。

同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないとする。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

## 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

## 各府省からの第2次回答

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

### 求める措置の具体的内容

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 根拠法令等

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の基準は、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保の観点からも検討された基準であり、その基準に沿って市町村が判断(計画策定・変更)すればよく、都道府県知事への協議は廃止すべきであると考えます。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

記載なし



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

### 求める措置の具体的内容

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 根拠法令等

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

引き続き、地方分権有識者会議「農地・農村部会」での検討を踏まえ、実現に向けてご検討いただきたい。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	748	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【理由】

東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。

しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。

農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。

#### 【支障事例】

本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の要件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(以下、27号計画という。)の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。

これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

## 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	876	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中にあつて、近江八幡市は県内1位の96.7%（平成24年12月）となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手・後継者不足が進んでいることから、大規模農家へ農地を集積することなどで農業の効率化を推進し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向け取り組んでいかなければならない。そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。

また、平成25年に全農業集落(86集落)の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果(回収率71.2%)を見てみると、農業の後継者がいない農家が6割を超えているだけでなく、既に、集落営農など、他に任せている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するためなら外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる白地農地はほとんど無い。

こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化が図れず、そのため、県内外からの農業の担い手も含めた住民の呼び込み、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活力に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じた的確に実施することが出来ない。

### 根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方六団体からの提言にある、「市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。」の実現に向けた検討をいただきたい。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

記載なし



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	991	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【提案事項】

農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止

#### 【支障事例】

農用地区域の設定を含む農用地利用計画についても市町村が策定するが、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

#### 【制度改正の必要性】

土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その際の事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かし守るべき農地とその他の活用を考えるべき農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。このようなことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地利用計画に係る県の同意の廃止」、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 992 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項  
(事項名) 農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止

提案団体 指定都市市長会

制度の所管・関係府省  
農林水産省

### 求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。

#### 【権限移譲の必要性】

- ・除外等の申し出に対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。
- ・基礎自治体が地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限とを併せ持つことで、地産地消推進や福祉農業実施等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。
- ・地域のニーズに対応する土地活用は、宅地開発者の意向が強く反映されがちであるため、適正な農地保全を行うために、地域の営農者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地活用が可能となる。

#### 【支障事例】

- ・農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要なことによって、計画の公告までの期間が2か月程度長くなる。
- ・農業振興地域内の農用地区域以外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情をよく把握する市町村が主体的に実施できない。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

(詳細は別添参照)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 各府省からの第2次回答

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

### 求める措置の具体的内容

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【権限移譲の必要性】

#### 【支障事例】

### 根拠法令等

農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

なお、農業振興地域の指定・変更にあたっての農林水産大臣への協議は、必要とされていない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。

農業振興地域の指定、変更にあたっての農林水産大臣への協議とは、都市計画法第23条第1項の規定により、「区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣にあらかじめ協議しなければならない」とされているものを指すものである。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が



行われているところである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	863	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の指定権限の移譲				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況になりつつある。

このような中、農業振興地域に指定されていない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関する公共投資を行いたくても行えない状況にある。

また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができない状況にもある。

都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の裁量において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更をも可能とすることが必要と考える。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条

農業振興地域の拡大については、拡大予定地域に含まれる農用地等として利用すべき土地の面積の規模にかかわらず行うことができるので、農業振興地域の指定権者である埼玉県と相談されたい。

また、農業振興地域に指定された区域内において、集団的な農地や土地改良事業が実施された土地以外であっても、市町村が地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認めた場合には、農用地区域に設定することができる。

なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の趣旨は、農業振興地域の指定権者を地域の実情を把握している市にすることである。現在、農地・農村部会において検討中とのことであるため、提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。

#### 全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	216	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【法律の改正箇所】

法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り扱うものとする。

#### 【支障事例・過去の議論】

ある土地を利用するためにその区域を都市計画区域へ編入するとなると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街地区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念もある。

例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。

しかし、今後このように企業が成長産業へ進出を計画しても、開発可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された社会インフラを活用し、関連事業が一体となって集積することで一層の成長が見込まれる。

一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでと同様の食料生産を図る必要がある。

成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたい。農地としての貴重性も理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律等10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項

耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業用地に活用することについては、優良農地を転用する一方で、条件が悪くて荒廃した同面積の農地を再生したとしても、全体としての農地の質が維持されないなどの問題があると考えている。

空港周辺で航空機関連産業を集積するためには、市のまちづくりとして計画的に土地利用を行うことが必要と考えており、都市計画法に基づき市街化区域に編入するといった手法により実現可能と考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回の提案内容としては、耕作放棄地を再生した場合、「同面積ではなく、一定の割合の面積」について、企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案するものである。

農地としての価値や食料生産の保持も当然考慮すべきことではあるが、国土全体の土地利用まで考えた場合、農地としての価値のみに着目するのではなく、成長産業の育成の場としての、その土地の価値についても十分考慮した上で土地利用を図ることが、国土利用の効率化にもつながると考えられる。

市街化区域編入は、都市計画法に基づき団体が独自に判断するものであり、今回提案している農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の問題とは直接関係ないと考えられる。また、提案内容においても記載させて頂いたとおり、都市計画法に基づく市街化区域に編入するという手法では、計画から実行までに年単位の時間を要する。過去の市街化区域編入のケースにおいては、個々の案件により差はあるものの、手続き開始より最短でも1年程度を要している。従って、市街化区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念がある。

成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたいと考える。

#### 全国知事会からの意見

—

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 本提案は、単なる転用規制の緩和を求めるものではなく、地方が自身の責任に基づくまちづくりを目指し、農地を確保しつつ、一方でまちづくりのための土地利用を進めるものであり、提案そのものでなくとも、その趣旨を活かすことが考えられないか。

○ 提案の制度そのものは、農地の質の維持を担保できる内容とはなっていないものの、農地の交換を行うに当たって策定される交換計画に際して、農地の質に関する何らかの限定をかけることも考えられるのではないか。

○ なお、「都市計画法に基づき市街化区域に編入するといった手法により実現可能」とのことであるが、市街化区域編入に当たっては、地方農政局との都市農林調整措置や編入する区域に係る住民調整など、手続き

に時間を要することが一般的であり、迅速な対応が困難である。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

一般的に、耕作放棄地は、優良農地に比べ集団性や生産条件の面で劣っており、再生したとしても、転用しようとする優良農地と同等の効率性等の質を確保することは困難であることから、耕作放棄地を再生した場合に、企業用地などとして開発する際の農用地区域からの除外を可能とすることは難しいと考えている。

また、調整に時間がかかるという理由をもって総合的な土地利用計画に基づかず、個別に、農用地区域の除外や農地転用を行うことになれば、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られない懸念がある。

このため、今回の事案は、都市計画法に基づく市街化区域編入により対応すべき事案と考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	40	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農家レストランの農用地区域内設置の容認				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現状】

農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。

#### 【支障事例】

いちごの収穫体験(いちご狩り)を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一敷地内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用施設に該当しないとして認められなかった。

#### 【制度改正の必要性】

主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項



農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。

農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。

なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国家戦略特区制度の下での検証や、全国展開の検討にあつては、6次産業化の促進の観点を十分に踏まえて積極的に対応していただきたい。

#### 全国知事会からの意見

・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。
- 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。
- 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。
- 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。

全国展開については、国家戦略特区制度の下で、6次産業化の推進による地域の農業の振興に果たす効果や周辺農地への影響等を検証した上で、対応を検討してまいりたい。

## 6【農林水産省】

### (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農家レストランの農用区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。

なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	141	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和				
提案団体	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域をいう。以下同じ)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。  
このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。

【制度改正の必要性】「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。  
農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。  
「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。

### 根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条  
農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。

農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。

なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方創生、地域経済の活性化には農林水産業の6次産業化は非常に重要であり、また、安倍内閣の進める『攻めの農林水産業』においても、農林水産業の6次産業化は重要な柱の一つとなっており、農家レストランは、その6次産業化の実現に大きく寄与する施設である。  
本件提案に係る規制緩和を国家戦略特区に限定せず、速やかに全国一律に展開するべきである。

#### 全国知事会からの意見

(当会意見)

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  
なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。
- 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。
- 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。
- 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

#### 回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。

なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。

6【農林水産省】

(9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。

なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	169	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域内への農家レストランの設置の容認				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、農用地区域内農用地(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地をいう。以下同じ)においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。

このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内農用地であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。

農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内農地への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。

### 根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律 第3条第4号
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条
- ・農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。

農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。

なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

安倍内閣の進める『攻めの農林水産業』においても、農業の6次産業化は重要な柱の一つとなっている。6次産業化の鍵は、地域の所得と雇用の確保であり、農家レストランはその実現に大きく寄与する施設である。

また、農家レストランは、民間参入によらず、農業者が主体となって新たな地域ビジネスに取り組もうとするものであり、地方創生、地域活性化に資する取り組みとして積極的に推進すべきものであることから、国家戦略特区に限定するのではなく、速やかに全国一律に展開されたい。

#### 全国知事会からの意見

・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案主体から「収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。

○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている販売加工施設との違いはあるのか。

○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。

○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。

なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

##### 6【農林水産省】

###### (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。

なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	579	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現行制度】

農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けられる。

#### 【制度改正の必要性】

自宅から遠隔地にあり耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けているという理由で、全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と畑(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。

現在の制度においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するか、賃貸借契約を解除した上で当該農地等を自ら耕作しなければ、新たに農地等を取得等することができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとするべきである。

### 根拠法令等

農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第三の3の(1)

農地法第3条許可の要件の一つである「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」(全部効率利用要件。農地法第3条第2項第1号)の解釈については、「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)の別紙1の第3の3の(1)に規定しています。

具体的には、農地等の権利を取得しようとする者が、新たに権利を取得しようとする農地等以外の農地等を既に所有し、他の者に貸借している場合には、

- ① 他の者に貸借している農地等の返還を受けて耕作の事業に供することにつき支障がないときには、当該農地等を含む全ての農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる必要がありますが、
- ② 他の者に貸借している農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等当該農地等の返還を受けることができないときには、当該農地等を除く農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断することとしています。

また、相続等により遠隔地にある農地を取得し、他の者に貸借している場合は、②に該当し、遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないこととしています。

したがって、御要望のようなケースは、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たし得るものと考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)(以下「基準」という。)の別紙1の第3の3の(1)には、「農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず」との記載があるが、第1次回答中の「耕作者が適切に耕作を行っている」ことが「返還を受けることができないとき」に当たることを基準から読み取ることは難しいため、基準の記載を明確にし、処理基準の改正若しくは新たに解釈を示した通知を発出するべきである。

#### 全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 仮に個々の支障事例が現行制度の下においても対応可能だとしても、農地の流動化・集積・集約を進める中であって、「全部効率利用要件」の在り方も見直すべきではないか。
- 「全部効率利用要件」を緩和した場合、具体的にどのような問題が生じるのか。
- 提案主体から「田と畑(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある」との支障事例もあげられているが、こうしたケースも現行規定で対応可能なのか。対応可能であれば処理基準において明確化を図るべきではないか。
- 規定自体の見直しは行わないとする場合、回答にある「他の者に貸借している農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等当該農地等の返還を受けることができないときには、当該農地等を除く農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断することとしている」、「遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないこととしている」との「全部効率利用要件」に係る考え方は、「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)において必ずしも明らかにされていないことから、基準の明確化を図る

べきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)の別紙1の第3の3の(1)の「農地等の返還を受けて耕作又は養畜の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず」、農地を借り受けている者が適切に耕作を行っており、農地法第18条第1項の許可を受けて農地の返還を受けることができない場合を排除していることは明らかであると考えています。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(5)農地法(昭27法229)

(iii)農地等の権利移動の許可要件のうち「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」(全部効率利用要件)(3条2項1号)については、新たに農地等の権利を取得しようとする者が、他者に貸し付けている農地等の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないことなど全部効率利用要件の解釈を明確化し、地方公共団体に通知する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	746	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【具体的な支障事例と必要性】

本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が大変多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。

通路のみにコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の間取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。

一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも割高になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。

収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。

転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすよう提案する。

### 根拠法令等

農地法第2条第1項、第4条、第5条

農地法に基づき権利移動の統制等の規制対象となる農地は、耕作の目的に供される土地と定義されており、御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではありませんので、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。

さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、植物工場や畜舎の敷地など、現在、農地法の対象外として自由に取引されている土地が新たに規制対象となるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることから、困難と考えております。

なお、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことをもって、ただちに税制上も農地として評価・課税されるとは限らず、各税制の所管省庁において、適切な資産の評価を行う観点から別途判断されるものと考えます。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在の農業施策において、統合環境制御を行う養液栽培施設も推進されているところですが、その普及の妨げとなっているものの一つとしてこの問題が存在していると認識しています。

施設の全面コンクリート舗装を実現するためには、転用許可のための費用と時間がさらに必要となっている現状を踏まえると、新たな技術導入の足かせとなっていることは否めません。

ご回答の中でこうした施設と畜舎を同列の扱いとされていますが、愛知県における建築基準法の運用においては農業用温室を建築物としてみなしてはならず、施設園芸用地については農地法の規制対象とした取り扱いとなっております。この取り扱いを参考としていわゆる太陽光利用型温室に限り、その用地(農地)の扱いを変更するのであれば、ご指摘のような私有財産の規制強化につながる影響は最小限にとどまるものと推察しています。

また、こうした施設園芸用地の税制面での取り扱いも農地とすることで、農業における新技術導入が促進されると確信していますので、関係省庁にも働きかけていただきますようお願いいたします。

### 全国知事会からの意見

—

### 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 本提案は、農地が減少傾向にある一方で、食料自給率の維持向上を図る必要がある中であって、コンクリート舗装した上部において農業的利用を行い、実際に食料生産に資している温室や大規模な植物工場等について、特例的に扱うことを求めるものであり、農地の確保の観点からも、農地の定義を見直す時期に来ているのではないか。

○ 農地としての認定はいわば現況主義であり、現に食料生産を行っている植物工場やコンクリート舗装した土地を農地として取扱うことに、どのような不都合があるのか。

○ また農地の集約・集積を図り、農地の大区画化を行っていくとともに、生産物の加工・販売等を促進するため、倉庫、直売所、駐車場や作業場等の附帯する施設が必要不可欠であるため、これらを一体的に農地と扱うことはできないか。

○ 上記のような観点から、「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日13 経営第6953号)において示された農地の判断についても、農地を取り巻く環境変化に応じて、見直しを行うべきではないか。

○ 全面コンクリート舗装をした土地を農地として扱うことが仮に難しいとしても、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)においては、「転用制度の見直し」として、「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う」とされていることから、食料生産に資する植物工場等について、円滑な転用が可能となる措置を講じるべきでは

ないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

農地法の農地とは、農業の用に供される土地ではなく、「耕作の目的に供される土地」をいいます。そして、耕作の目的に供することができる土地（農地）は、有限で重要な資源であることに鑑み、当該土地を確保し、効率的に利用する耕作者に利用されるよう、権利移動統制等必要な規制を設けているところです。

御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではなく、単に作業場や物を設置するスペースとして土地が利用されているに過ぎず、宅地等と何ら変わらない利用形態であることから、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。また、農地はいったん耕作不能な状態になると、作物が従前のおり生育できる状態に戻すことが難しく、また、コンクリート上で行う作物の栽培は宅地等でも容易に行うことが可能です。そのような土地は農地のように有限な資源ではないことから、農地として農地法で規制を行う必要性がないものと考えています。

さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、その範囲いかんにかかわらず、既存の農業用施設用地など、現在、農地法の対象外として自由に取り引かれている土地が新たに農地法の規制対象となり、基本的には農業者以外には売却できなくなるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることから、困難と考えております。

なお、農地をコンクリート舗装する植物工場等の農地転用の許可については、円滑な転用が可能となるよう、規制改革実施計画に沿って検討しております。

また、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことをもって、ただちに税制上も農地として評価・課税されるとは限らないため、税制上の取扱いについては、各税制の所管省庁に御要望いただくようお願いします。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

#### 6【農林水産省】

##### (5)農地法(昭27法229)

(vi)植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る。

なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、植物工場を含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。